

大阪公立大学工業高等専門学校 専任教員募集要項

2026年6月
大阪公立大学人事委員会

この度、大阪公立大学工業高等専門学校の専任教員を募集することになりましたので、下記によりご応募いただきますようお願いいたします。

記

1. 募集人員
助教、講師または准教授 1名
2. 専門分野
機械設計、材料力学または機械力学分野
3. 主な教育担当
総合工学システム学科 1～5年
4. 担当授業科目（予定）
機械設計、材料力学入門、材料力学、機械力学、数値計算、エネルギー機械実験1等
【変更の範囲】教育・研究・学校運営の範囲内
5. 所属
総合工学システム学科 エネルギー機械コース
6. 応募資格
次のすべてに該当する者
 - (1) 本校における教育研究・学生指導に意欲と熱意をもって取り組める方
 - (2) 着任時に博士の学位を有するか着任時までに取得見込みの方、あるいは修士の学位を有し着任後に博士の学位取得までの計画が明確な方
 - (3) 各種機械材料と機械要素を用いた設計や振動現象などの解析に関する講義および実験実習など、材料力学または機械力学分野の教育と卒業研究の指導ができる方
 - (4) グローバル教育や社会貢献活動に意欲と熱意をもって取り組める方
 - (5) ティーチング・ポートフォリオ、あるいはそれに準ずる教育活動への取組姿勢がわかる文書を提出できる方
 - (6) 学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当しない方
7. 提出書類
 - (1) 履歴書
高等専門学校専用の履歴書様式（様式1）により作成してください。着任時に博士の学位を取得していない方は、博士の学位を取得するための計画書も併せて提出してください（様式不問）。
 - (2) 教育研究業績等
高等専門学校専用の教育研究業績等様式（様式2）により作成してください。
 - (3) 主な論文等3編以内の別刷り（コピーでも可）。
 - (4) ティーチング・ポートフォリオまたはそれに代わるもの（様式3）
 - (5) これまでの研究概要
1、000字から2、000字で作成してください（様式不問）。
 - (6) 推薦して頂ける方（1名以上）の氏名・職名・所属・連絡先（メールアドレス）
 - (7) 誓約書（様式4）
ご自身の氏名を入力し提出してください。

※提出書類はA4判とし、各書類に氏名を記入してください。
※原則として、提出書類は返却しません。
※各様式は大阪公立大学高専ホームページの教員公募画面より専用様式をダウンロードしてください。
8. 提出期限
2026年8月28日（金）

9. 選考

経歴に応じた業績及び将来性について書類審査を行い、必要に応じて教育研究内容のプレゼンテーションを含む面接を行います。

選考結果については、2026年12月末までに郵送で通知する予定です。

なお、プレゼンテーションを含む面接のために要する経費は、応募者の負担とします。

10. 採用

2027年4月1日（予定）

11. 給与・勤務条件等

公立大学法人大阪の制度が適用されます。

勤務先は大阪公立大学中百舌鳥キャンパス（堺市中区学園町1番1号）内となります。

12. 書類提出先

・以下 URL より応募書類をご提出ください。

<https://logoform.jp/f/B80MU>

・応募書類は1つの zip ファイルにまとめたうえで、zip ファイル名を「大阪公立大学工業高等専門学校 エネルギー機械コース（機械設計分野） 助教、講師または准教授＋氏名」としてください。パスワードの設定は不要です。

※提出書類に記載された個人情報は、教員採用選考の資料としてのみ利用し、個人情報保護に関する法律に基づいて適正に取り扱います。

13. 問合せ先

〔専門分野関係〕

大阪公立大学工業高等専門学校 総合工学システム学科

エネルギー機械コース 教授 上村匡敬（コース主任）

電 話：072-821-6401（代表）

E-mail: kamimura[at]omu.ac.jp

※[at]を@に置き換えてください。

〔募集全般〕

公立大学法人大阪 人事委員会事務局

電話：06-6967-1824

14. 備考

本募集は、公立大学法人大阪が設置する大阪公立大学工業高等専門学校に勤務する教員として採用を行うものです。

高等専門学校の教員は大学教員とは異なり、教育・学生指導が勤務時間の過半を占め、裁量労働制の対象外です。本校は、数理・データサイエンス教育、DX教育、グローバル技術者教育およびSTEAM教育を推進しています。学生目線に立った学生教育に熱意を持って取り組み、担任や校務分掌はもとより、課外活動等にも進んで協力して頂ける方の応募に期待します。

公立大学法人大阪では、多様性の確保・国際化の理念に基づき、専門分野が合致し、同等の教育・研究業績があると認められる場合には、女性教員や外国人教員の積極的な採用に取り組むこととしています。

本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。